

競争参加資格の確認に係る注意

競争参加申請に伴う誓約事項

競争参加資格申請者は、競争参加資格確認申請をもって、次のとおり誓約したものとみなします。申請の際は、競争参加資格を確認してください。

誓 約 事 項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び大和市契約規則（昭和55年大和市規則第38号）第3条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 大和市条件付一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）第5条の要件を満たしていること。
- (3) 公告日前2年以内に銀行又は電子交換所の取引停止処分を受けていないこと（ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者であって、当該手続開始の決定後に入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）。
- (4) 公告日前6月以内に手形又は小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）がないこと（ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者であって、当該手続開始の決定後に入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）。
- (5) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (6) 本公告の2の(6)から(10)の要件をいずれも満たしており、大和市暴力団排除条例の主旨に基づき市の取り組みに協力すること。
- (7) 入札参加資格要件（登録業種、地域区分、技術者、業務実績及びその他の条件）について、説明書に規定する要件を満たしていること。
- (8) 登録業種が建築設計の場合は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定する建築士事務所の登録を受けていること。
- (9) 競争参加確認申請期間内に設計図書を取得していること。この場合において、取得した設計図書を他人に譲渡し、販売し、又は貸与してはならない。
- (10) その他説明書に規定する条件を満たしていること。